

# 岐阜県公報

## 目次

告示

岐阜県土地利用基本計画の変更

(都市政策課)

ページ  
一

## 告示

岐阜県告示第二百五十二号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により定められた岐阜県土地利用基本計画（昭和五十年岐阜県告示第五百四十九号）を変更したので、同条第十四項において準用する同条第十三項の規定により次のとおり告示する。  
なお、当該関係図書は、岐阜県都市建設部都市政策課及び各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）並びに各市町村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

岐阜県知事 古田 肇

基本計画書を次のように変更する。

1 土地利用の基本方向

県土地利用の基本方針「持続可能な県土管理に向けて」

ア 県土利用の基本理念

本県北部の飛驒地域は、御嶽山、乗鞍岳、奥穂高岳など標高三、〇〇〇mを超える山々が連なっています。一方、南部の美濃地域は濃尾平野に木曾川、長良川、揖斐川が流れています。

このように、自然に恵まれている岐阜県は古くから「飛驒の山」、「美濃の水」という意味で「飛山濃水の地」と呼ばれています。その多様な自然は、県民の多くが自慢に思う「ふるさとの誇り」となっており、特に、県土面積の約八割を占める森林が生み出す豊かな水は、全国有数の美しさを誇る川から海に通ずる豊かな清流となり、様々な文化を育んできました。

この先人のたゆみない努力によって守り育てられた自然豊かな県土の利用

にあたっては、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることに鑑み、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、諸状況の変化を踏まえ総合的かつ計画的に行わなければなりません。

イ 県土利用をめぐる諸状況の変化

今後の県土の利用を計画するにあたっては、県土利用をめぐる次のような諸状況の変化を考慮する必要があります。

【人口減少社会の到来と高齢化の進展】

岐阜県の総人口は既に増加から減少に転じ、少子化が進行している一方、六十五歳以上の高齢者率は上昇しています。

このような人口減少と高齢化の進展の中で、県全体としては市街化の圧力は弱まり、農地、森林から宅地等への土地利用転換が鈍化することが見込まれますが、一部の収益性や利便性の高い地域において土地需要は見込まれます。

また、都市においては、人口の減少による中心市街地の空洞化、増加する低未利用地等により土地利用効率の低下が懸念されます。

【交通ネットワークの形成】

東海環状自動車道東回り区間の開通、東海北陸自動車道の全線開通、中部国際空港の開港等に続き、東海環状自動車道西回り区間や中部縦貫自動車道等の工事が進められており、交通ネットワークが充実しつつあります。

さらに、概ね二〇二七年頃を目途に東京・名古屋間を結ぶ中央新幹線の整備の計画が進んでおり、地域経済への大きなインパクトが期待されています。また、東京と富山・金沢を結ぶ北陸新幹線が二〇一四年度に開通する予定となっています。

経済のグローバル化、情報化の進展等により農林畜産業や製造業などの地域産業において厳しい国際競争、地域間競争にさらされている中で、こうした交通ネットワークの充実、人、モノの広域的な動きを活発にし、新たな企業の立地、モノづくり産業（製造業）、農林畜産業、観光産業の発展などが期待されます。

【安全性への要請の高まり】

県土の多くが中山間地域にあることや市街地の多くが河川に囲まれた低い平

地に立地する等災害に対して脆弱な構造を有しているという要因に加えて、近年の局地的な豪雨等の異常気象による災害の増加、東海地震、東南海地震や内陸直下型地震発生への懸念、橋梁や道路等の社会資本の老朽化に対する対応、農林地の管理放棄等による管理水準の低下が懸念される中、県土の安全性に対する要請が高まっています。

【環境、自然の美しさ、景観に対する意識の高まり】

自然環境の悪化への懸念や東アジアの経済成長に伴う資源制約の高まりに加え、地球温暖化等地球規模の環境問題が顕著になる中で、県民の環境意識も高まりを見せています。

こうした中、清流と美しい山に代表される豊かな自然は、県民の「ふるさと」の誇り」となっており、このような自然を未来に伝えていく取り組みが求められています。

また、農山村の荒廃等による地域特有の景観や落ち着いた都市景観の喪失、生活環境、自然環境の悪化が懸念される一方、自然とのふれあいや心の豊かさに対する志向の高まりとともに、平成十六年には景観法が制定され、良好な景観形成に向けて取り組みが進められるなど、人の営みと自然の営みの調和を図ることにより美しくゆとりある県土利用を進めることが求められています。

【地方分権と住民参加の進展】

地域間の交流・連携が進む中で、都市住民が森林づくり活動へ参加する等、土地利用に関し多様な主体の関わりが増大しています。また、土地利用諸制度にかかる地方分権の進展などの中で、創意工夫ある取り組みの重要性も高まっています。

ウ 県土利用の課題

今後の県土利用の課題は、県土利用をめぐる諸状況を踏まえ、土地の効率的利用、土地需要の調整の観点から県土の有効利用を図り土地需要の量的調整を行うこと、地域の活力を生み出し安全性への要請や環境への関心の高まりにこたえる県土利用の質的向上を図ること、さらに土地利用の影響の広域化や多様な参加主体の関わりが増大等を踏まえ県土利用について、総合的にマネジメントを進めることにより、より良い状態で県土を次世代に引き継ぐ「持続可能な県土管理」を行うことです。

エ 持続可能な県土管理の基本方向

## (7) 土地需要の量的調整

都市的土地利用については、土地の高度利用、低未利用地の有効利用の促進により土地利用の効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成と再生を図ります。

農林業等に供する土地利用を含む自然的土地利用については、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等に配慮しつつ、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図ります。

また、森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換は、容易には元へ戻せないこと、生態系をはじめとする自然の様々な循環系に影響を与え、ること等を考慮し、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要です。

## (イ) 県土利用の質的向上

県土利用の質的向上に関しては、県土利用をめぐる諸状況を踏まえ、安心して暮らせる県土利用、清流と自然を守り美しくゆとりある県土利用、地域の活力が創出される県土利用といった観点を基本とします。

## 【安心して暮らせる県土利用】

県民が安心して暮らせるように県土利用の面からは、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な利用を基本とし、被災時の被害の最小化を図る、減災」の考え方を踏まえて橋梁や道路等社会資本の計画的な維持管理、水系の総合的管理、農用地の管理保全、森林の持つ公益的機能の向上等を図ることにより、安全性を総合的に高めていきます。

## 【清流と自然を守り美しくゆとりある県土利用】

美しい自然や地球環境を未来へ伝えていくために、森・川・海をつなぐ清流とふるさとの自然を保全するとともに、循環型社会づくり、地球温暖化の防止、新たなエネルギーの創出・活用等に取り組み、環境負荷の低減に配慮します。

また、美しくゆとりある県土利用を進めるために、ゆとりある都市環境の形成、農山村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成等を図ります。

## 【地域の活力が創出される県土利用】

人口減少、少子高齢化の進展などの変化の中で、地域の活力を生み出していくために、広域的な交流拡大につながる道路の整備等により新たな企業の誘致、人・モノの交流拡大を図り、モノづくり産業（製造業）、農林畜産業、観光産業等の地域産業を振興するとともに人が集まり経済が循環する拠点性の高い地域づくりを図ります。

## (ウ) 総合的マネジメント

土地利用に関し様々な関係性の深まりや多様な主体の関わりを増大を踏まえ、地域において総合的な観点で県土利用の基本的な考え方についての合意形成を図るとともに、慎重な土地利用転換、土地の有効利用、県土利用の質的向上等の視点を踏まえ、地域の実情に即して県土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組む必要があります。また、土地利用の影響の広域性を踏まえ、地域間の適切な調整に配慮します。

さらに、県、市町村による公的な役割の発揮、土地所有者等による適切な管理に加え、都市住民の森林づくりへの参加等、県民との多様な連携による県土管理を推進します。

## 地域類型別の県土利用の基本方向

都市、農山村、自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとします。なお、地域類型別の県土利用にあたっては、相互の関係性にかんがみ、各地域類型を別個にとらえるだけでなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型別のつながりを双方向的に考慮することが重要です。

## ア 都市

人口減少・少子高齢化に対応し、地域の活力を創出するため、集約型都市構造（コンパクトシティ）を視野に入れ、安全性、環境への負荷、美しさに配慮した拠点性の高いまちづくりを推進します。

このため、中心市街地における都市機能の集積や公共交通の利便性向上を推進しつつ、既成市街地においては再開発等により土地利用の高度化を図るとともに低未利用地の有効利用を促進します。市街化を図る区域においては、地域の合意を踏まえ、計画的に良好な市街地等の整備を図ります。なお、新たな土地需要がある場合には既存の低未利用地の再利用を優先させる一方、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とします。

また、災害に強い安全な都市の形成、都市緑化等による環境への負荷が少な

い都市の形成を進めるとともに、良好なまちなみ景観の形成等により美しくゆとりある環境の形成を図ります。

イ 農山村

農山村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有する等県民共有の財産であるという認識の下、農林畜産業、地域産業の振興、生活環境の整備、農山村と都市の交流促進を推進し、活力ある農山村づくりを進めるとともに森林整備や適切な農業用施設等の保全管理により災害に強い農山村づくりを促進します。

このような対応の中で、優良農用地や森林を確保し、地域住民に加え、企業・NPO・都市住民などの多様な参加によって適切な管理を図ります。また、あわせて、農山村における景観、生態系の維持・形成を図るとともに、都市との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。

農地と宅地の混在する地域では、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

ウ 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地など自然環境の保全のために維持すべき地域については、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により適正に保全します。その際、外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、同観点から都市・農山村との適切な関係の構築を図ります。あわせて、自然環境データの整備等を総合的に図ります。また、適正な管理の下、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図ります。

地域別の県土利用の基本方向

地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、当該地域の振興を図るため、地域固有の自然的、社会的、経済的特性に対応する土地利用を確保し、環境の保全が図られるよう適切に対処しなければなりません。

地域の区分は、岐阜地域（岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巢市、羽島郡及び本巢郡）、西濃地域（大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡及び揖斐郡）、中濃地域（関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡及び

可児郡）、東濃地域（多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市及び土岐市）、飛騨地域（高山市、飛騨市、下呂市及び大野郡）の五区分とします。

ア 岐阜地域

この地域には、岐阜市、羽島市、各務原市などの市街地が形成されており、本県の行政、経済の中心として、県全体の約四割の八十万の人口が集中している地域となっています。

これらの地区は、本県の中核をなす地区として、駅周辺等の市街地について低未利用地の有効利用・再開発等の土地の高度利用を図るとともに、住宅地・商業地等を適正に配置し、自然、文化、歴史、新幹線・幹線道路等の交通の利便性を活かした良好な市街地の整備を図ります。なお、市街地整備にあたっては、安全性、環境、景観に十分配慮して計画的に進めます。また、東海環状自動車道西回り区間等の交通基盤の整備や景気動向を踏まえ、企業誘致を進めるため、周辺環境との調和に配慮し、計画的に工業用地の確保を図ります。

この地域においては、えだまめやいちごなどの野菜、かきなどの果実を中心とする都市近郊農業が営まれています。今後も、農業の振興を図るため、優良農用地の確保と整備、耕作放棄地の有効活用を図ります。

北部は、スギを中心とした林業地となっています。今後も、林業振興を図るとともに県土保全、水源かん養等公益的機能の維持増進のための適正な森林管理を図ります。

地域の良好な自然及び貴重な動植物種を守るため、飛騨木曾川国定公園等の優れた自然環境は、適正に保全します。

この地域における土地利用の安全を確保するため、土砂災害対策、治水対策、大規模地震対策を進めます。

イ 西濃地域

この地域には、大垣市を中心に市街地が形成されています。

これらの地区は、駅周辺等の市街地について低未利用地の有効利用・再開発等の土地の高度利用を図るとともに、住宅地・商業地等を適正に配置し、自然、文化、歴史及び幹線道路等の交通の利便性を活かした良好な市街地の整備を図ります。なお、市街地整備にあたっては、安全性、環境、景観に十分配慮して計画的に進めます。また、東海環状自動車道西回り区間等の交通基盤の整備や景気動向を踏まえ、企業誘致を進めるため、周辺環境との調和に配慮し、計画

的に工業用地の確保を図ります。

この地域においては、県の約三分の一を占める農地が広がり、大区画ほ場での水田農業や施設園芸が営まれ、県下最大の食料供給基地となっています。今後、農業の振興を図るため、優良農用地の確保と整備、耕作放棄地の有効活用を図ります。

北西部は、スギを中心とした林業地となっています。今後、林業振興を図るとともに県土保全、水源かん養等公益的機能の維持増進のための適正な森林管理を図ります。

地域の良好な自然及び貴重な動植物種を守るため、揖斐関ヶ原養老国定公園等の優れた自然環境は、適正に保全します。

この地域における土地利用の安全を確保するため、土砂災害対策、治水対策、大規模地震対策を進めます。

ウ 中濃地域

この地域には、関市、美濃市、郡上市、美濃加茂市、可児市において市街地が形成されています。

これらの地区は、駅周辺等の市街地について低未利用地の有効利用・再開発等の土地の高度利用を図るとともに、住宅地・商業地等を適正に配置し、自然文化、歴史及び幹線道路等の交通の利便性を活かした良好な市街地の整備を図ります。なお、市街地整備にあたっては、安全性、環境、景観に十分配慮して計画的に進めます。また、交通基盤の整備や景気動向を踏まえ、企業誘致を進めるため、周辺環境との調和に配慮し、計画的に工業用地の確保を図ります。

この地域においては、水稲、野菜、茶等を中心として、中山間地の特徴を活かした多様な農業が展開されています。今後、農業の振興を図るため、優良農用地の確保と整備、耕作放棄地の有効活用を図ります。

中央部から北部にかけては、スギを、東部はヒノキを中心とした林業地となっています。今後、林業振興を図るとともに県土保全、水源かん養等公益的機能の維持増進のための適正な森林管理を図ります。

地域の良好な自然及び貴重な動植物種を守るため、飛騨木曾川国定公園、奥長良川県立自然公園等の優れた自然環境は、適正に保全します。

この地域における土地利用の安全を確保するため、土砂災害対策、治水対策、大規模地震対策を進めます。

エ 東濃地域

この地域の西部には、多治見市、瑞浪市、土岐市において、東部には、中津川市、恵那市において市街地がそれぞれ形成されています。

これらの地区は、駅周辺等の市街地について低未利用地の有効利用・再開発等の土地の高度利用を図るとともに、住宅地・商業地等を適正に配置し、自然文化、歴史及び幹線道路等の交通の利便性を活かした良好な市街地の整備を図ります。なお、市街地整備にあたっては、安全性、環境、景観に十分配慮して計画的に進めます。また、交通基盤の整備や景気動向を踏まえ、企業誘致を進めるため、周辺環境との調和に配慮し、計画的に工業用地の確保を図ります。

この地域においては、養鶏を中心に畜産産出額が五地域中最も大きく、また、東部ではくりの生産が盛んです。今後、農業の振興を図るため、優良農用地の確保と整備、耕作放棄地の有効活用を図ります。

東部は、ヒノキを中心とした林業地となっています。今後、林業振興を図るとともに県土保全、水源かん養等公益的機能の維持増進のための適正な森林管理を図ります。

地域の良好な自然及び貴重な動植物種を守るため、恵那峡県立自然公園等の優れた自然環境は、適正に保全します。

この地域における土地利用の安全を確保するため、土砂災害対策、治水対策、大規模地震対策を進めます。

また、中央新幹線の整備を視野に入れた土地利用を検討していきます。

オ 飛騨地域

この地域には、高山市、飛騨市、下呂市において市街地が形成されています。

これらの地区は、観光都市として、駅周辺等の市街地について低未利用地の有効利用・再開発等の土地の高度利用を図るとともに、住宅地・商業地等を適正に配置し、自然、文化、歴史及び幹線道路等の交通の利便性を活かした良好な市街地の整備を図ります。なお、市街地整備にあたっては、安全性、環境、景観に十分配慮して計画的に進めます。また、中部縦貫自動車道等の交通基盤の整備や景気動向を踏まえ、企業誘致を進めるため、周辺環境との調和に配慮し、計画的に工業用地の確保を図ります。

この地域においては、飛騨牛やトマト、ほうれんそうなど高冷地野菜の生産が盛んで、農畜産物の一大供給基地となっています。今後、農業の振興を図

るため、優良農用地の確保と整備、耕作放棄地の有効活用を図ります。

北部はスギ、南部はヒノキを中心とした林業地となっています。今後、林業振興を図るとともに県土保全、水源かん養等公益的機能の維持増進のための適正な森林管理を図ります。

中部山岳、白山の両国立公園、飛騨木曾川国定公園や、七つの県立自然公園を有するなど、全国でも有数の自然景観に恵まれており、地域の良好な自然及び貴重な動植物種を守るため、これらの優れた自然環境は、適正に保全します。

この地域における土地利用の安全を確保するため、土砂災害対策、治水対策、大規模地震対策、火山災害対策を進めます。

世界遺産「白川郷の合掌造り集落」については、周辺の自然、環境、景観と一体的に、この文化遺産の継承・保全に努めます。

土地利用の原則

県土利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ、次の原則に従って適正に行わなければならない。なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとします。

ア 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域です。

都市地域の土地利用については、農林業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するものとします。

（イ）市街化区域（都市計画法第七条第一項の市街化区域をいう。以下同じ。）は、すでに市街地を形成している区域及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であることを考慮して、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道、その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するため不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図るものとします。

（ロ）市街化調整区域（都市計画法第七条第一項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都

市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとします。

（ウ）市街化区域及び市街化調整区域以外の都市地域における用途地域（都市計画法第八条第一項第一号による用途地域をいう。以下同じ。）内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとします。

イ 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域です。

農業地域の土地利用については、農用地が食料供給源として国民の最も基礎的な土地資源であるとともに、良好な生活環境や自然環境の構成要素であることにかんがみ、現況農用地は、極力その保全と有効利用を図るとともに、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとします。

（エ）農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、土地改良、農地の集約化等の農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとします。

（オ）農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地、または農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は、後順序に転用されるよう努めるものとし、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとします。

ウ 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域です。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、県土保全、水源かん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通

じて県民生活に大きく寄与していることにかんがみ、必要な森林の確保を図るとともに森林の有する諸機能が最高度に発揮されるようその整備を図るものとします。

（ア）保安林（森林法第二十五条第一項による保安林をいう。以下同じ。）について、県土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることにかんがみ、適正な管理を行うとともに、他用途への転用は行わないものとします。

（イ）保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地またはこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとします。

なお、森林を他用途に転換する場合には、森林資源の保全と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分に考慮して、周辺の土地利用との調整を図るものとします。

工 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域です。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることにかんがみ、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとします。

（ア）特別保護地区（自然公園法第二十一条第一項の特別保護地区をいう。）については、その設定の趣旨に即して景観の厳正な維持を図るものとします。

（イ）特別地域（自然公園法第二十条第一項又は第七十三条第一項による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致または景観の維持を図るべきものであることにかんがみ、都市の利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとします。

（ウ）その他の自然公園地域においては、都市的利用、または農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとします。

オ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域です。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来にわたって県民に自然環境を継承することができるよう積極的に保全を図るものとします。

（ア）特別地区（自然環境保全法第二十五条第一項又は第四十六条第一項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨にかんがみ、自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとします。

（イ）その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとします。

2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち二地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、三以上の地域が重複する地域においては、次に掲げるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、1のに掲げる地域類型別の県土利用の基本方向及び1のに掲げる地域別の県土利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとします。

都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合

農用地としての利用を優先するものとします。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとします。

都市地域と森林地域とが重複する地域

ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとします。

イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとします。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとします。

都市地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的利用を図っていくものとします。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

都市地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先するものとします。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

農業地域と森林地域とが重複する地域

ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとします。

イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとします。

ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとします。

農業地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。

イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。  
農業地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先するものとします。

イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

別表に掲げた公的機関を主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が促進されるよう土地利用上配慮するものとします。

(別表)

計 画 名	事業目的	規 模	位 置	計画主体	事業主体
県営中山間地域農村活性化総合整備事業	農地造成 (栗園整備)	二〇ヘクタール	恵那市 中野方町	岐阜県	岐阜県